

令和6年2月定例会 教育長報告

◆ 2月の主な活動

- 1日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 9日 校長会支部訪問（久能小学校）〔教育長・委員〕

◆ 3月の主な予定

- 7日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 18日 清沢小学校閉校式（清沢小学校）〔教育長〕
- 18日 水見色小学校閉校式（水見色小学校）〔教育長〕
- 22日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

議案第29号

通学区域の変更について

通学区域について、次のように変更する。

令和6年2月1日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 通学区域について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問し、
答申を得たので、令和6年度より変更しようとするものである。

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立服織中学校	静岡市立服織中学校、 <u>静岡市立藁科中学校</u> 及 び <u>静岡市立大川中学校</u>	静岡市立服織中学校	静岡市立服織中学校
		<u>静岡市立藁科中学校</u>	<u>静岡市立藁科中学校</u> 及び <u>静岡市立大川中</u> <u>学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水興津中 学校	静岡市立清水興津中 学校、静岡市立清水小島 <u>中学校</u> 及び <u>静岡市立清</u> <u>水両河内中学校</u>	静岡市立清水興津中 学校	静岡市立清水興津中 学校
		<u>静岡市立清水小島中</u> <u>学校</u>	<u>静岡市立清水小島中</u> <u>学校</u> 及び <u>静岡市立清</u> <u>水両河内中学校</u>

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立東豊田小学 校	静岡市立東豊田小学校 及び <u>静岡市立東源台小</u> <u>学校</u>	静岡市立東豊田小学 校	静岡市立東豊田小学 校
		<u>静岡市立東源台小学</u> <u>校</u>	<u>静岡市立東源台小学</u> <u>校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水駒越小 学校	静岡市立清水駒越小学 校、静岡市立清水三保 第一小学校及び静岡市 <u>立清水三保第二小学校</u>	静岡市立清水駒越小学 校	静岡市立清水駒越小学 校
		<u>静岡市立清水三保第一</u> <u>小学校</u>	<u>静岡市立清水三保第一</u> <u>小学校</u> 及び <u>静岡市立清</u> <u>水三保第二小学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水飯田東小学校	<u>静岡市立清水飯田小学校</u> 及び静岡市立清水飯田東小学校	<u>静岡市立清水飯田小学校</u>	<u>静岡市立清水飯田小学校</u>
		静岡市立清水飯田東小学校	静岡市立清水飯田東小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校、 <u>静岡市立安倍川中学校</u> 及び静岡市立観山中学校	静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校及び静岡市立観山中学校
		<u>静岡市立安倍川中学校</u>	<u>静岡市立安倍川中学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立東中学校	静岡市立東中学校及び <u>静岡市立西奈中学校</u>	静岡市立東中学校	静岡市立東中学校
		<u>静岡市立西奈中学校</u>	<u>静岡市立西奈中学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第一中学校、 <u>静岡市立清水第六中学校</u> 、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第一中学校、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校
		<u>静岡市立清水第六中学校</u>	<u>静岡市立清水第六中学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立由比中学校	静岡市立蒲原中学校及	<u>静岡市立蒲原中学校</u>	<u>静岡市立蒲原中学校</u>
	び静岡市立由比中学校	静岡市立由比中学校	静岡市立由比中学校

3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和6年4月1日



令和6年1月16日

静岡市教育委員会 様

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会

委員長

望月 俊昭



令和5年12月22日付け05 静教教児第2272号による諮問について慎重に審議した結果、本審議会は下記のとおり答申する。

記

- 1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立薬科中学校に新設し、静岡市立服織中学校(知)、静岡市立薬科中学校(知)及び静岡市立大川中学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立服織中学校	静岡市立服織中学校、静岡市立薬科中学校及び静岡市立大川中学校	静岡市立服織中学校	静岡市立服織中学校
		静岡市立薬科中学校	静岡市立薬科中学校及び静岡市立大川中学校

(2) 静岡市立清水小島中学校に新設し、静岡市立清水興津中学校(知)、静岡市立清水小島中学校(知)及び静岡市立清水両河内中学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水興津中学校	静岡市立清水興津中学校、静岡市立清水小島中学校及び静岡市立清水両河内中学校	静岡市立清水興津中学校	静岡市立清水興津中学校
		静岡市立清水小島中学校	静岡市立清水小島中学校及び静岡市立清水両河内中学校

- 2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

- (1) 静岡市立東源台小学校に新設し、静岡市立東豊田小学校（自・情）及び静岡市立東源台小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校及び静岡市立東源台小学校	静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校
		静岡市立東源台小学校	静岡市立東源台小学校

- (2) 静岡市立清水三保第一小学校に新設し、静岡市立清水駒越小学校（自・情）、静岡市立清水三保第一小学校（自・情）及び静岡市立清水三保第二小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水駒越小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水駒越小学校
		静岡市立清水三保第一小学校	静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校

- (3) 静岡市立清水飯田小学校に新設し、静岡市立清水飯田小学校（自・情）及び静岡市立清水飯田東小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水飯田東小学校	静岡市立清水飯田小学校及び静岡市立清水飯田東小学校	静岡市立清水飯田小学校	静岡市立清水飯田小学校
		静岡市立清水飯田東小学校	静岡市立清水飯田東小学校

- (4) 静岡市立安倍川中学校に新設し、静岡市立末広中学校（自・情）、静岡市立城内中学校（自・情）、静岡市立安東中学校（自・情）、静岡市立安倍川中学校（自・情）及び静岡市立観山中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校、 <u>静岡市立安倍川中学校</u> 及び静岡市立観山中学校	静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校及び静岡市立観山中学校
		<u>静岡市立安倍川中学校</u>	<u>静岡市立安倍川中学校</u>

- (5) 静岡市立西奈中学校に新設し、静岡市立東中学校（自・情）及び静岡市立西奈中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立東中学校	静岡市立東中学校及び <u>静岡市立西奈中学校</u>	静岡市立東中学校	静岡市立東中学校
		<u>静岡市立西奈中学校</u>	<u>静岡市立西奈中学校</u>

- (6) 静岡市立清水第六中学校に新設し、静岡市立清水第一中学校（自・情）、静岡市立清水第六中学校（自・情）、静岡市立清水第八中学校（自・情）、静岡市立清水袖師中学校（自・情）及び静岡市立清水庵原中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第一中学校、 <u>静岡市立清水第六中学校</u> 、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第一中学校、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校
		<u>静岡市立清水第六中学校</u>	<u>静岡市立清水第六中学校</u>

(7) 静岡市立蒲原中学校に新設し、静岡市立蒲原中学校（自・情）及び静岡市立由比中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立由比中学校	静岡市立蒲原中学校	静岡市立蒲原中学校	静岡市立蒲原中学校
	及び静岡市立由比中学校	静岡市立由比中学校	静岡市立由比中学校

3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和6年4月1日

静岡市図書館条例施行規則の一部改正について

静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月1日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局中央図書館)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 図書館サービスのDX化促進を目的に、次に掲げるサービスを実施するに当たり、静岡市図書館条例施行規則の所要の改正をしようとするものである。
 - (1) 電子申請による利用者登録の受付開始
紙の図書館カード発行に加えて、電子申請による利用者登録の受付を開始する。
 - (2) 図書館カードの電子化
電子申請による利用者登録をした者及び現行の図書館カードを持っている者について、スマートフォン等の画面に利用者識別情報(バーコード)を表示できるようにし、利用者識別情報を提示することで、図書館資料の館外貸出しができるようにする。
 - (3) 電子書籍の貸出し
電子申請による利用者登録をした者及び図書館カードを持っている者に対して、図書館のホームページから電子書籍の閲覧及び貸出しができるサービスを開始する。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3巻 6235頁
------	-----	-----------------

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局中央図書館）

1 例規の名称	静岡市図書館条例施行規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	☐ 制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止
3 制定改廃の理由	図書館サービスのDX化促進を目的に、次に掲げるサービスを実施することとした。 (1) 電子申請による利用者登録の受付開始 紙の図書館カード発行に加えて、電子申請による利用者登録の受付を開始する。 (2) 図書館カードの電子化 電子申請による利用者登録をした者及び現行の図書館カードを持っている者について、スマートフォン等の画面に利用者識別情報（バーコード）を表示できるようにし、利用者識別情報を提示することで、図書館資料の館外貸出しができるようにする。 (3) 電子書籍の貸出し 電子申請による利用者登録をした者及び図書館カードを持っている者（個人に限る。）に対して、図書館のホームページから電子書籍の閲覧及び貸出しができるサービスを開始する。 以上のサービスを実施するに当たって、静岡市図書館条例施行規則の所要の改正を行うもの。
4 施行期日	令和6年3月1日
5 制定改廃の概要	(1) 電子申請による利用者番号の発行に係る規定の新設（第6条第3項、第8条第2項及び第9条関係） (2) スマートフォン等の端末における利用者識別情報の利用に係る規定の新設（第10条関係） (3) 電子書籍の貸出しに係る規定の新設（第5条の2、第10条の2及び第13条関係） なお、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条において、図書館資料の定義には電子書籍が含まれているところ、紙の資料の貸出しと電子書籍の貸出しの手続きを規定上区分するため、本規則上の「図書館資料」について定義を整理する改正を併せて行う。（第2条関係）。

	その他、図書館カード交付申込書（様式第1号）、団体用図書館カード交付申込書（様式第3号）及び図書館カード現況届出書（様式第4号）を見直し、記入が不要な項目の削除、元号の削除・追加、用語の整理その他形式的な変更を行う。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）
8 予算措置等特記事項	電子図書館整備について、令和5年度当初予算にて計上済み（5,165千円）。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市図書館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「図書館資料」の次に「（電子書籍（書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、電子計算機等を利用してその内容を容易に認識することができるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条、次条から第5条まで、第6条、第12条から第14条まで及び第16条において同じ。）」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（電子書籍の貸出しを受けることができる個人）

第5条の2 電子書籍の貸出しを受けることができる個人は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる者とする。

第6条の見出し中「図書館カード」を「図書館カード等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）第4条第1項の規定により電子計算機から入力して図書館カードの交付を受けようとする場合は、図書館カードに代えて、個人貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。

第8条の見出し中「返却」を「返却等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用者番号の交付を受けた者は、前項各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

第9条中「図書館カード」の次に「及び利用者番号」を加える。

第10条中「図書館カード」の次に「又は利用者識別情報（館外貸出しの利用者を識別する情報で教育長が別に定めるものをいう。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（電子書籍の貸出しの手続）

第10条の2 電子書籍の貸出しを受けるときは、教育長が別に定める方法により行わなければならない。

第13条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 電子書籍の貸出しを受けられる点数は、1人につき3点以内とし、貸出しの期間は貸出日の翌日から14日以内とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

図書館カード
交 付
再交付
申込書

※太枠の中を記入し、身分証を添えて本人が申請してください。

年　　月　　日　提出

(宛先) 静岡市教育長

(当てはまるところに「✓」印をつけてください。)

☐ 1 静岡市図書館条例及び同施行規則を遵守しますので、図書館カードを交付してください。

☐ 2 図書館カードを紛失しましたので、カードを再交付してください。

利用者番号	新		旧	
-------	---	--	---	--

カナ			生年月日	大正・昭和・平成・令和
氏名	姓	名		年 月 日
住所	〒 ー 番 号 番地 (マンション名など) 号室			電話番号
				自宅・呼出 () ー
				携帯電話番号
				ー ー
その他	勤務先 (市外に居住し市内に勤務している場合に記入)			勤務先電話番号 () ー
	通学先 学校名・学年 (市外に居住し市内に通学している場合に記入)			
	住民票の住所 (居所と住民票の住所が異なる場合に記入) 〒 ー			電話番号 () ー
	代理提出者氏名 (療養・長期入院等により本人以外の者が提出する場合に記入) 申込者との続柄 ()			

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

交 付
団体用図書館カード 申込書
再交付

※太枠の中を記入してください。

年 月 日 提出
（宛先）静岡市教育長 （当てはまるところに「✓」印をつけてください。） ☐ 1. 静岡市図書館条例及び同施行規則を遵守しますので、図書館カードを交付してください。 ☐ 2. 図書館カードを紛失しましたので、カードを再交付してください。

利用者番号	新		旧	
-------	---	--	---	--

団 体	カナ		構 成 員 数	成 子 合	人 も 計	人 人 人
	名称					
所 在 地	〒 ー	電話番号 () ー FAX () ー E-mail 担当者名				
団 体 責 任 者	カナ					
	氏名					
	住 所	〒 ー				

（注）新規に図書館カードの交付を申し込むときは、団体の構成員及び活動内容がわかる資料並びに団体責任者の住所が確認できる身分証明書を持参してください。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第11条関係）

図書館カード現況届出書

年 月 日 提出

（宛先） 静岡市教育長

※太枠の中を記入してください。

利用者番号	
-------	--

団 体	カナ		構 成 員 数	成 子 合 計	人 も 計 人 人 人
	名称				
	所在地	〒 ー			
			電話番号 () ー FAX () ー E-mail 担当者名		
団 体 責 任 者	カナ				
	氏名				
	住所	〒 ー			

（注）団体の構成員がわかる資料及び団体責任者の住所が確認できる身分証明書を持参してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市図書館条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市図書館条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市図書館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
静岡市図書館条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第48号 （館内利用） 第2条 図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所においてこれを利用しなければならない。 2・3（略） 第5条（略） （<u>図書館カードの交付</u>） 第6条（略）	静岡市図書館条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第48号 （館内利用） 第2条 図書館資料（<u>電子書籍（書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、電子計算機等を利用してその内容を容易に認識することができるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条、次条から第5条まで、第6条、第12条から第14条まで及び第16条において同じ。）を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所においてこれを利用しなければならない。</u> 2・3（略） 第5条（略） （<u>電子書籍の貸出しを受けることができる個人</u>） <u>第5条の2 電子書籍の貸出しを受けることができる個人は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる者とする。</u> （<u>図書館カード等の交付</u>） 第6条（略）

2 (略)

第7条 (略)

(図書館カードの返却)

第8条 (略)

(譲渡等の禁止)

第9条 図書館カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(貸出しの手続)

第10条 館外貸出しを受けるときは、図書館カードを提示しなければならない。

(貸出点数及び期間)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成19年静岡市規則第24号)第4条第1項の規定により電子計算機から入力して図書館カードの交付を受けようとする場合は、図書館カードに代えて、個人貸出しのための利用者番号(以下「利用者番号」という。)の交付を受けることができる。

第7条 (略)

(図書館カードの返却等)

第8条 (略)

2 利用者番号の交付を受けた者は、前項各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 図書館カード及び利用者番号は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(貸出しの手続)

第10条 館外貸出しを受けるときは、図書館カード又は利用者識別情報(館外貸出しの利用者を識別する情報で館長が別に定めるものをいう。)を提示しなければならない。

(電子書籍の貸出しの手続)

第10条の2 電子書籍の貸出しを受けるときは、館長が別に定める方法により行わなければならない。

(貸出点数及び期間)

第13条 (略)	第13条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要であると認めるときは、これを別に指定することができる。	3 電子書籍の貸出しを受けられる点数は、1人につき3点以内とし、 貸出しの期間は貸出日の翌日から14日以内とする。
様式第1号 (第6条関係) 別記1 (改正前) のとおり	4 前3項の規定にかかわらず、教育長が必要であると認めるときは、これを別に指定することができる。
様式第3号 (第6条関係) 別記2 (改正前) のとおり	様式第1号 (第6条関係) 別記1 (改正後) のとおり
様式第4号 (第11条関係) 別記3 (改正前) のとおり	様式第3号 (第6条関係) 別記2 (改正後) のとおり
	様式第4号 (第11条関係) 別記3 (改正後) のとおり

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市図書館条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市図書館条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号 (第6条関係)

交 付
図書館カード 申込書
再交付

※ 太線の中だけ記入してください。

年 月 日 提出	
(宛先) 静岡市教育長 (当てはまるところに「○」印をつけてください。) ☐ 1 静岡市図書館条例及び同施行規則を遵守しますので、図書館カードを交付してください。 ☐ 2 図書館カードを紛失しましたので、カードを再交付してください。	新規登録 ☐ データ入力 H... ☐ 紛失処理 H... ☐ 再交付日 H... ☐ データ入力 ☐ 取りやめ日 H... ☐

※ 図書館カードが発見されましたので、再交付申込を取りやめます。カードを復歸してください。

利用者コード	新							二	旧					二	
--------	---	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	---	--

カナ		生	年	月	日	2明治	3大正	4昭和	5平成	性	別	1男	3女
氏名													

町名コード	*	△	未					学区コード				
-------	---	---	---	--	--	--	--	-------	--	--	--	--

住 所	〒	番 号	学 区	電 話 番 号
	(マンション名など)		1 自宅 (又は 2 呼出) () - () - ()	
	Eメールアドレス	@	携帯 () - () - ()	
そ の 他	予約用パスワード		(アルファベットの大文字、小文字、数字の組み合わせ 4字以上8字以下 左づめ)	
	勤務先		2 勤務先 () - ()	
	通学先 [学校名・学年]			
	帰省先 (大学生の場合)		3 帰省先 () - ()	
	保護者氏名 (申込者が小学生以下の場合)			
提出者氏名 (本人以外の者が再交付申込書を窓口提出する場合)				
申込者との続柄 ()				

在	再	館		確認	免・保・身・学 住・外・名・他
---	---	---	--	----	--------------------

様式第 1 号 (第 6 条関係)

交 付
図書館カード 申込書
再交付

※太枠の中を記入し、身分証を添えて本人が申請してください。

年 月 日 提出
(宛先) 静岡市教育長 (当てはまるところに「✓」印をつけてください。)
☐ 1 静岡市図書館条例及び同施行規則を遵守しますので、図書館カードを交付してください。
☐ 2 図書館カードを紛失しましたので、カードを再交付してください。

利用者番号	新		旧	
-------	---	--	---	--

カナ			生年月日	大正・昭和・平成・令和
氏名	姓	名		年 月 日
住所	〒 ー 番 号 (マンション名など) 番地 号室			電話番号 自宅・呼出 () ー 携帯電話番号 ー ー
そ の 他	勤務先 (市外に居住し市内に勤務している場合に記入)			勤務先電話番号 () ー
	通学先 学校名・学年 (市外に居住し市内に通学している場合に記入)			
	住民票の住所 (居所と住民票の住所が異なる場合に記入) 工 二			電話番号 () ー
	代理提出者氏名 (療養・長期入院等により本人以外の者が提出する場合に記入) 申込者との続柄 ()			

様式第 3 号 (第 6 条関係)

交 付
団体用図書館カード 申込書
再交付

※太枠の中を記入してください。

年 月 日 提出
(宛先) 静岡市教育長 (当てはまるところに「✓」印をつけてください。)
☐ 1 静岡市図書館条例及び同施行規則を遵守しますので、図書館カードを交付してください。
☐ 2 図書館カードを紛失しましたので、カードを再交付してください。

利用者番号	新		旧	
-------	---	--	---	--

団 体	カナ			
	名称			
	所在地	〒	—	構成員数 成 人 子 ど も 合 計 電話番号 () — F A X () — E-mail 担当者名
団 体 責 任 者	カナ			
	氏名			
	住所	〒	—	

(注) 新規に図書館カードの交付を申し込むときは、団体の構成員及び活動内容がわかる資料並びに団体責任者の住所が確認できる身分証明書を持参してください。

様式第4号 (第11条関係)

図書館カード現況届出書

年 月 日 提出

(宛先) 静岡市教育長

(当てはまるところに「レ」印をつけてください。)

貸出カードの現況届

处理 ☐

※ 太線の中だけ記入してください。

[illegible]

力ナ		構成員数	成人_____人
団体名			児童_____人
			合計_____人

町名コード					
-------	--	--	--	--	--

所在地	〒 番 号 番地の (マンション名など)	電話番号 () FAX E-mail など
力 ナ		
責任者 氏 名		
住 所	〒 番 号 番地の (マンション名など)	電話番号 () FAX E-mail など

(注) 責任者は、住所、勤務先等が確認できるもの（健康保険証、免許証等）、団体の構成員のリストをお持ちください。

様式第4号（第11条関係）

図書館カード現況届出書

年 月 日 提出

（宛先） 静岡市教育長

※太枠の中を記入してください。

利用者番号	
-------	--

団 体	カナ		構 成 員 数	成 子 合	人 ど も 計	人 人 人
	名称					
	所在地	〒 ー	電話番号 () ー FAX () ー E-mail 担当者名			
団 体 責 任 者	カナ					
	氏名					
	住所	〒 ー				

（注）団体の構成員がわかる資料及び団体責任者の住所が確認できる身分証明書を持参してください。

議案第 31 号

令和 6 年度当初予算案について

令和 6 年度当初予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 2 月 1 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

1 当初予算の概要

別添資料のとおり

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款-項-目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
教 育 課 総 務 課	地域学校協働活動推進 事業 (10-1-3)	115,328 (106,422)	(事業内容) 全中学校区での地域学校協働活動の実施 ・コミュニティ・スクールとの一体的な取組の推進 ・学校応援団活動の実施 ・放課後子ども教室の開催 ・学校と家庭・地域との連携・協働活動の普及、啓発 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 36,085
教 育 課 総 務 課	◎ オクシズ放課後児童対策 事業 (10-1-3)	2,900 (0)	(事業内容) 放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に週5 日間運営し、安全な子どもの居場所を確保するととも に、教育・保育両面のサービスを受けることができる環 境を整備 ・実施場所 中藁科小学校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 804
教 育 課 総 務 課	◎ 高等学校体育館空調設備 整備事業 (市立高等学校維持管理 事業) (市立清水桜が丘高等学 校維持管理事業) (10-4-1)	15,600 (0)	(事業内容) 市立の高等学校体育館に設置する空調設備の設計を 実施 ・対象校 静岡市立高等学校 清水桜が丘高等学校 ・整備期間 令和6年度設計 令和7年度工事 【特定財源】 市債 15,600
教 育 課 総 務 課 教 職 員 課	教員業務支援員 (スクール・サポート・ スタッフ)配置事業 (会計年度任用職員) (10-1-3) (10-4-1)	60,953 (61,480)	(事業内容) 印刷業務や配布物作成等、教員の業務を補助するこ とにより、子どもの指導等に注力できる環境を整えるた めの教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)を 配置 ・市内全校に1名ずつ配置 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 20,241
教 育 課 総 務 課 児 童 生 徒 支 援 課	スクールカウンセラー、 スクールソーシャル ワーカー活用事業 (会計年度任用職員) (10-1-3) (10-4-1)	110,944 (106,686)	(事業内容) 問題を抱える児童生徒に対する組織的な相談機能を 向上させるための心理・福祉の専門家の配置 ・スクールカウンセラー ○・スクールソーシャルワーカー 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 37,057

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款-項-目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
教 職 員 課	こころの教育支援事業 (会計年度任用職員) (10-1-3)	54,644 (54,735)	(事業内容) 1 いじめや不登校に対応する生徒指導主任などの授業を補完することを目的とした非常勤講師の配置 ・非常勤講師 24人工 2 養護教諭の不在時や、保健室登校の児童生徒への対応時などにおける保健室業務を補助するパート看護師の配置 ・パート看護師 6人
教 職 員 課	◎ 非常勤養護教諭配置事業 (会計年度任用職員) (10-1-3)	6,130 (0)	(事業内容) 複雑化・多様化する健康課題を抱える児童生徒等に対するきめ細やかな支援を行うための非常勤養護教諭の配置 ・非常勤養護教諭 3人 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 2,043
教 職 員 課	しずおか教師塾事業 (10-1-3)	2,199 (2,109)	(事業内容) 小学校の教育的ニーズの多様性に応えることのできる情熱や使命感、教育観や倫理観をもった優れた人材を学校現場に投入 【特定財源】 諸収入 90
教 職 員 課	複式学級への非常勤講師配置事業 (会計年度任用職員) (10-2-1)	37,306 (45,054)	(事業内容) 複式学級(2学年が在籍している学級)の国語・社会・算数・理科の授業を、1学年ごとに行うための非常勤講師の配置 ・小学校13校(28学級)
教 職 員 課	JICA海外協力隊派遣事業 (一般職員) (10-2-1)	6,825 (0)	(事業内容) 現職教員をJICA海外協力隊へ派遣することで、教員の資質向上を図るとともに、帰国後に自身の経験を教育現場へ還元することにより国際理解教育を推進。 ・派遣教諭 1人 【特定財源】 諸収入 6,180
教 職 員 課	静岡市型35人学級編制の完全実施事業 (一般職員) (10-2-1) (10-3-1)	75,000 (80,000)	(事業内容) 静岡市型35人以下学級編制の完全実施により、市内全小中学校で1人の教員が35人以下の児童生徒を担当する体制を確立 ・小学校8校(8学年) ・中学校7校(7学年)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款-項-目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
教 育 施 設 課	小中一貫教育の推進 事業 (校舎等改修事業) (10-3-4)	642,570 (246,400)	(事業内容) 施設一体型小中一貫校の整備 1 (仮称)蒲原小中一貫校 新校舎建設工事 ほか ・対象校 蒲原西小、蒲原東小、蒲原中 2 葦科地域施設一体型小中一貫校 新校舎の基 本設計・実施設計 ほか ・対象校 中葦科小、中葦科小小布杉分校、 水見色小、清沢小、葦科中 【特定財源】 国庫補助金(1/2、1/3) 257,065 市債 316,800
教 育 施 設 課	◎ 旧教職員住宅解体事業 (10-1-7)	55,050 (0)	(事業内容) 使用しなくなった井川教職員住宅B棟の解体 ・井川教職員住宅B棟 RC造(651㎡)3階建て ・倉庫2棟 S造(13㎡、22㎡) ・車庫4棟 S造(27㎡、25㎡、38㎡、50㎡) ・渡り廊下 S造(24㎡) 【特定財源】 市債 49,500
教 育 施 設 課	小中学校維持管理事業 (維持管理事業ほか) (10-2-1) (10-2-2) (10-3-1) (10-3-2)	2,551,977 (2,634,938)	(事業内容) 施設の維持管理及び教材教具等の購入 ・小学校81校 ・中学校43校 計124校 【特定財源】 手数料 35 国庫補助金(1/2) 800 諸収入 3,014 市債 56,500
教 育 施 設 課	小中学校校舎等外壁 点検事業 (維持管理事業) (10-2-1) (10-3-1)	357,330 (338,800)	(事業内容) 外壁点検及び修繕 ・小学校13校 20棟(西奈小など) ・中学校 7校 9棟(清水第六中など) 【特定財源】 公共建築物整備基金繰入金 357,330

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款-項-目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
教 育 課 施 設	◎ 小中学校体育館スポット クーラー設置事業 (維持管理事業) (10-2-1) (10-3-1)	60,700 (0)	(事業内容) 市立小中学校の体育館へスポットクーラーを設置 ・対象校 小学校72校 中学校43校 ・実施内容 1校あたり4台 ・整備期間 令和6年度 【特定財源】 県補助金(1/2) 27,300
教 育 課 施 設	◎ 中学校特別教室空調設備 整備事業 (校舎等改修事業)	336,000 (0)	(事業内容) 市立中学校の特別教室に設置する空調設備の工事を 実施 ・対象校数 中学校27校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 61,688 市債 178,600
教 育 課 施 設	小中学校校舎等補修 事業 (10-2-3) (10-3-4)	337,594 (301,914)	(事業内容) 校舎等の改修・補修 ・小学校81校 ・中学校43校 計124校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 29,244 市債 204,200
学 校 教 育 課	外国人児童・生徒指導 事業 (10-1-3)	23,254 (13,252)	(事業内容) 外国人児童生徒等への訪問及び通級による日本語指 導や適応相談等の実施 ・通級指導 年間35又は70時間 ・訪問指導 年間35又は70時間 ・適応相談 年間30回 ・多文化交流会 ・プレススクールの開催 ・教員及び指導員の指導力向上に向けた研修会 開催 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 7,751
学 校 教 育 課	学力アップサポート事業 (学力向上支援事業) (10-1-3)	5,470 (5,470)	(事業内容) 小学校に支援員を配置して個別に補充学習支援を実 施 ・支援員の配置 30校程度 ・民間学習塾と連携したテキスト作成 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 1,480

課 名	施 策 ・ 事 業 (款-項-目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
学 校 教 育 課	○ 特別支援教育推進事業 (会計年度任用職員ほか) (10-1-3) (10-3-4)	496,794 (279,463)	(事業内容) 特別な支援を必要とする子どもへの支援員等の配置 及び学校に対する巡回相談 ほか ・特別支援教育支援員 235人 ・自閉症・情緒障害学級における多学年指導 解消・緩和のための非常勤講師 10人 ・医療的ケア看護職員 9人 ・城内中学校エレベーター増築等工事 ◎・個別的教育支援計画作成ソフトの試験導入 4校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 11,343 諸収入 390 市債 219,100
学 校 教 育 課	部活動環境支援事業 (会計年度任用職員ほか) (10-1-3)	67,131 (53,200)	(事業内容) 部活動における技術的指導等を行う部活動指導員の 配置 ・外部顧問の任用・配置 35人 ・外部指導員の選任・配置 105人 ○・新たな部活動システムの構築に向けた試行実施 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 8,134 国庫委託金 6,100
学 校 教 育 課	英語を活用した コミュニケーション力向上 プロジェクト事業 (英語力向上プロジェクト 事業) (10-1-3)	24,761 (26,408)	(事業内容) 異なる文化の人々と自信を持ってコミュニケーションを とることができ、地元への愛情を持ちながら国際的に 活躍できる子どもの育成 ・地域人材(GET)の活用 35時間/年 ・イングリッシュキャンプ ・イングリッシュカフェ 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 8,032 繰入金 210
児 童 生 徒 支 援 課	奨学金貸付事業 (10-1-2)	43,572 (52,824)	(事業内容) 優秀な人材の育英及び市の発展に資する優秀な人材 の育成のために実施する学生又は生徒への学資貸付 【特定財源】 諸収入 29,029
児 童 生 徒 支 援 課	奨学金給付事業 (10-1-2)	6,150 (5,750)	(事業内容) 修学困難な学生・生徒に対する教育奨励費の給付 【特定財源】 財産収入 704 繰入金 5,446
児 童 生 徒 支 援 課	訪問教育相談員事業 (会計年度任用職員) (10-1-3)	31,320 (25,364)	(事業内容) 不登校児童生徒の家庭訪問及び児童生徒のニーズ、 特性、状況にあった適応指導教室などの居場所への マッチング等の支援を行うための訪問教育相談員の 配置 ・中学校 12校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 10,440

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款一項目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
児 童 生 徒 支 援 課	◎ 学習用端末を活用した不 登校対策検証事業 (10-1-3)	3,158 (0)	(事業内容) 一人一台端末への健康観察アプリ導入による新規不 登校の未然防止に向けた検証 ・対象校 小学校 6校 中学校 3校 【特定財源】 国庫委託金 500
児 童 生 徒 支 援 課	○ 教育相談員活用事業 (スクールカウンセリング 事業) (10-1-3)	31,670 (25,600)	(事業内容) 不登校の未然防止及び学校生活復帰に向けた相談 対応、別室(サポートルーム)での学習支援等を行うた めの教育相談員の配置 ○・小学校22校(6校増) ・中学校35校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 10,395
児 童 生 徒 支 援 課	要・準要保護児童生徒 扶助事業 (10-2-2) (10-3-2)	331,317 (338,648)	(事業内容) 経済的理由により就学困難な要保護・準要保護世帯 への学用品費などの援助 【特定財源】 国庫補助金(1/2) 1,869
学 校 給 食 課	◎ 学校給食における有機・規 格外農産物の活用 (管理運営事業) (10-6-8)	13,000 (0)	(事業内容) 学校給食における地産地消及び食育の推進、有機農 産物等の納入基盤構築 ・給食における有機農産物と通常農産物との差額補 填 ・規格外農産物や有機農産物を含む地場産物の加 工品開発
学 校 給 食 課	◎ 学校給食における静岡茶 の提供と食育の推進 (管理運営事業) (10-6-8)	20,000 (0)	(事業内容) 学校給食における静岡茶を活用した食育の推進 ・小学校5,6年生 10,000人
学 校 給 食 課	◎ 学校給食費公会計化移行 事業 (管理運営事業) (10-6-8)	20,000 (0)	(事業内容) 学校給食費を公会計化するためのシステム開発経費
学 校 給 食 課	学校給食施設・厨房設備 更新事業 (施設設備整備事業) (10-6-8)	49,665 (45,000)	(事業内容) 学校給食施設や調理施設の更新、修繕 ・厨房設備機器更新 ・学校給食施設修繕 【特定財源】 市債 36,600

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款-項-目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
学 校 給 食 課	◎ 蒲原地区調理場整備事業 (施設設備整備事業) (10-6-8)	11,950 (0)	(事業内容) 令和8年度から施設一体型小中一貫校となる蒲原地区の小中学校の調理場の整備 ・スケジュール 令和6年度 アスベスト調査、内装修繕、 厨房機器更新 令和7年度 内装修繕、空調修繕 厨房設備更新、食器食缶等購入 令和8年度 外壁、屋根改修工事
学 校 給 食 課	門屋学校給食センター PFI事業 (管理運営事業) (10-6-8)	625,284 (543,898)	(事業内容) PFI方式による門屋学校給食センターの運営 ・事業期間 平成30年度～令和14年度
学 校 給 食 課	西島学校給食センター PFI事業 (管理運営事業) (10-6-8)	561,427 (556,148)	(事業内容) PFI方式による西島学校給食センターの運営 ・事業期間 平成22年度～令和6年度
教 育 セ ン ター	学校図書館教育推進 事業 (会計年度任用職員) (10-1-4)	110,630 (91,322)	(事業内容) 学校司書の配置と学校図書館研修の実施 ・学校司書 106校 ・学校図書館研修会 2回
教 育 セ ン ター	GIGAスクール構想推進事 業 (教育機器設置事業) (10-2-2) (10-3-2)	105,600 (129,570)	(事業内容) 1人1台端末を活用した子どもたちの学びのための環 境整備、児童生徒及び教員への支援 ・ICT支援員、ヘルプデスクによる支援 教員への授業支援、校内研修、環境整備支援 ・通信環境の整っていない家庭へのモバイルルータ貸 与 ・1人1台端末の修繕、代替機提供 ほか 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 7,666
中 央 図 書 館	図書館管理運営事業 (管理運営事業ほか) (10-5-3)	553,216 (522,795)	(事業内容) 中央図書館(分館含む)ほか9図書館及び電子図書館 の管理運営及び図書等資料の整備 ・入館者数 1,673,000人 ・個人貸出点数 3,844,000点 ・図書資料購入予定 53,000冊 ・電子書籍コンテンツ購入予定 1,250点 【特定財源】 諸収入 35,124

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款-項-目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
中 央 図 書 館	図書館整備事業 (10-5-3)	122,800 (217,570)	(事業内容) 静岡市立図書館の中規模改修及び設備改修 1 蒲原図書館中規模改修 ・スケジュール 令和6年5月～7月 設計・部会・公告 令和6年8月～令和7年2月末 改修工事 2 蒲原図書館空調設備改修 ・スケジュール 令和6年1月上旬～7月上旬 修繕 令和6年7月上旬 稼働開始 3 清水中央図書館昇降機設備改修 ・スケジュール 令和6年4月下旬～11月上旬 修繕 令和6年11月上旬 稼働開始 【特定財源】市債 110,400

継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	仮称蒲原小中学校 改修費	千円 50,000	令和 5 年度	千円 40,000
				令和 6 年度	10,000
		仮称蒲原小中学校 建設費	3,185,000	令和 6 年度	599,600
				令和 7 年度	2,585,400

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 教 育 機 器 設 置 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	176,000千円 令和6年度に小学校教育機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
藁 科 地 域 小 中 一 貫 校 建 設 工 事 設 計 業 務 経 費	令 和 7 年 度	157,000千円 令和6年度に藁科地域小中一貫校建設工事設計業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
中 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 整 備 事 業 費	令 和 7 年 度	1,200,000千円 令和6年度に中学校特別教室空調設備整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
中 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 整 備 監 理 業 務 経 費	令 和 7 年 度	68,000千円 令和6年度に中学校特別教室空調設備整備監理業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
静 岡 市 立 高 等 学 校 校 務 用 情 報 機 器 設 置 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	67,830千円 令和6年度に静岡市立高等学校校務用情報機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
清 水 桜 が 丘 高 等 学 校 情 報 通 信 機 器 設 置 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	600,000千円 令和6年度に清水桜が丘高等学校情報通信機器賃貸借契約を締結し、その金額を令和7年度以降5年間で支払う。

1

令和12年度（2030年度）の目指す姿

～全ての子ども・若者が夢や希望をもって、健やかでたくましくしなやかに育つまちの実現～

(1) 子どもの知・徳・体の育成

急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことのできる力を持った子どもたちを育成する。

(2) 一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重

誰もが幸せを感じながら活き活きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する。

(3) 教育環境の整備・充実

安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める。

(4) 協働してつくる持続可能な学びの推進

地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する。

令和6年度の主な取組

1	子どもの知・徳・体の育成	1,171,732千円※うち2月補正 240,000千円（651,833千円）
(1) 総合的な学力の向上 児童生徒に総合的な学力を身につけさせるために、組織的な授業改善に取り組むとともに、基礎的な学力に課題を持つ児童へ支援を行うことにより、本市全体としての学力の底上げを目指す。 ①【継続】学力アップサポート事業5,470千円（ 5,470千円） ②【継続】学校図書館教育の推進110,630千円（ 91,322千円） ③【新規】小学校教科書採択に伴う教師用教科書・教材等購入経費428,000千円（ 0千円） (2) 食育の推進 環境に配慮した農産物を活用した学校給食やティーバッグ茶の提供を通して、静岡市の食文化や地場産物を知り、その魅力や特徴を他へ発信したり、地球環境の視点から将来の食料と農業について考えられる子の育成を目指す。 ①【新規】学校給食における有機・規格外農産物の活用13,000千円（ 0千円） ②【新規】学校給食における静岡茶の提供と食育の推進20,000千円（ 0千円） ③【継続】学校給食費負担軽減事業（2月補正）240,000千円（168,000千円） (3) 国内外でグローバルに活躍できる人材の育成 異なる言語や文化の人を尊重しつつ、自信を持ってコミュニケーションをとり、国内外でグローバルに活躍できる人材を育成する。 ①【継続】英語を活用したコミュニケーション力向上プロジェクト24,761千円（ 26,408千円） ②【継続】外国人講師の配置223,165千円（229,120千円） (4) 特色ある高等学校教育の推進 生徒の能力・適正、興味関心等の多様化や進学・就職ニーズに対応するため、個性や能力を伸長させる魅力ある教育を推進する。 ①【継続】高等学校改革推進事業1,106千円（ 1,943千円） (5) 教育DXの推進 ICTの効果的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組む。 ①【継続】ICT支援員及びヘルプデスク配置47,000千円（ 81,070千円） ②【継続】学習者用端末等故障対応56,000千円（ 37,500千円） ③【継続】通信環境が整っていない家庭へのモバイルWi-Fiルーター等の無償貸与2,600千円（ 11,000千円）		
2	一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重	741,118千円（503,149千円）
(1) 特別支援教育の推進 特別な支援を必要とする子どもの増加や、これに伴い多様化する教育的ニーズに対応するための組織的な相談・支援体制を強化する。 ①【継続】自閉症・情緒障害学級への非常勤講師の配置48,814千円（ 38,302千円） ②【継続】医療的ケア看護職員の配置29,093千円（ 20,283千円） ③【継続】特別支援教育支援員の配置192,723千円（178,788千円） ④【新規】特別支援教育アセスメント支援1,320千円（ 0千円） ⑤【継続】城内中学校エレベーター等整備事業219,100千円（ 36,400千円） (2) 外国につながる児童生徒の支援体制の充実 外国人児童生徒及び帰国児童生徒に対し、学校生活に必要な日本語を習得するための指導・支援を継続的に行う。 ①【継続】外国人児童・生徒指導事業23,254千円（ 13,252千円） (3) 教育機会の均等の確保 社会的・経済的な事情や置かれた環境等に関わらず、全ての子どもが等しく充実した教育を受けることができるよう、多様な支援の充実を図る。 ①【継続】奨学金貸付及び給付49,722千円（ 58,474千円）		

(4) 悩みを抱える児童生徒に対する支援の充実 いじめの未然防止や早期発見、不登校への適切な対応など、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりの心の安定と学習の充実を図るための取組を進めるとともに、学校生活への自発的な復帰や集団生活への適応など社会的な自立に向けた体制を充実させる。 ■新規不登校児童生徒の発生の抑制 ①【新規】健康観察アプリの導入3,158千円（ 0千円） ②【継続】スクールカウンセラーの配置82,626千円（ 82,626千円） ③【拡充】スクールソーシャルワーカーの配置28,318千円（ 24,060千円） ■不登校となっている児童生徒への支援 ④【拡充】教育相談員の配置31,670千円（ 25,600千円） ⑤【継続】訪問教育相談員の配置31,320千円（ 25,364千円）		
3	教育環境の整備・充実	3,901,040千円※うち2月補正 1,955,900千円（1,369,442千円）
(1) 市アセットマネジメント基本方針に則った教育施設の整備 老朽化が進む学校施設の日常的な修繕や改修等の実施、トイレの洋式化、省エネルギー化、防災機能の向上のほか、給食施設の再整備や機器の修繕を進めるなど、良好な教育環境の整備に努める。 ①【新規】小中学校特別教室空調設備整備事業 ※うち2月補正 1,251,000千円 1,587,000千円（ 0千円） ②【新規】小中学校体育館スポットクーラー設置事業60,700千円（ 0千円） ③【新規】高等学校体育館空調設備整備事業15,600千円（ 0千円） ④【拡充】小中学校トイレリフレッシュ事業 ※うち2月補正 704,900千円 705,700千円（639,600千円） ⑤【新規】市立高等学校トイレリフレッシュ事業143,500千円（ 0千円） ⑥【継続】小中学校校舎等外壁点検357,330千円（338,800千円） ⑦【新規】学校施設建替・長寿命化改修計画改定事業45,000千円（ 0千円） ⑧【新規】小中学校樹木健全度調査26,690千円（ 0千円） ⑨【拡充】学校プール向上事業5,019千円（ 2,089千円） ⑩【新規】蒲原図書館空調設備改修、中規模改修事業108,500千円（ 0千円） ⑪【新規】清水中央図書館昇降機設備改修14,300千円（ 0千円） (2) 学校給食費の公会計化の推進 学校ごとに徴収している学校給食費を市の会計とすることで、学校給食費管理の透明性の向上や、徴収業務に係る教職員の負担軽減を図るため、学校給食費の公会計化を進める。 ①【新規】学校給食費の公会計化移行準備費20,000千円（ 0千円） (3) 教職員の資質向上と働き方改革の推進 教職員の長時間労働を是正し、子どもと向き合う時間や教職員の見聞を広げる時間を創出することで、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図る。 ①【継続】教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置60,953千円（ 61,480千円） ②【継続】静岡市型35人学級編制の実施（定数以外の教員配置分）75,000千円（ 80,000千円） ③【新規】非常勤養護教諭の配置6,130千円（ 0千円） ④【新規】JICA海外協力隊派遣事業6,825千円（ 0千円） ⑤【拡充】教員採用事業1,573千円（ 1,073千円） (4) 学校の適正規模化 少なすぎず、多すぎない一定規模の集団を確保し、子どもたちが、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い切磋琢磨することで、思考力や表現力や判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることができる環境を確保するため、統廃合などによる学校の適正規模化を推進する。 ①【継続】蒲原地区小中一貫建設事業（工事等）616,629千円（231,000千円） ②【新規】蒲原地区小中一貫調理場整備事業11,950千円（ 0千円） ③【新規】藁科地区スクールバス運行経費3,800千円（ 0千円） ④【新規】オクシズ放課後児童対策事業2,900千円（ 0千円） ⑤【継続】藁科地域学校再編事業（基本設計・実施設計等）25,941千円（ 15,400千円）		
4	協働してつくる持続可能な学びの推進	184,890千円（161,692千円）
(1) 学校と多様な主体との連携による子どもたちの学びの支援 学校を中心とする地域全体で子どもを育てるため、市内の各小中学校において地域学校協働活動を推進するとともに、地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの市内小中学校への導入を促進する。 ①【継続】コミュニティ・スクールの推進2,431千円（ 2,070千円） ②【継続】地域学校協働活動の推進115,328千円（106,422千円） (2) 部活動改革の推進 従来の学校単位で運営する部活動では持続可能とは言えない状況が生じていることから、子どもたちにとって価値ある活動を維持するため、まずは休日の部活動に代わり、地域で展開する新たな部活動「シズカツ」を実施する。 ①【拡充】部活動環境支援事業67,131千円（ 53,200千円）		

議案第32号

規2-(2)

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月1日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市職員定数条例中、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数の改正を行うにあたり、意見聴取をしようとするものである。

議案第 号

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- （1）議会の事務部局の職員 21人
- （2）市長の事務部局の職員 4,113人

第2条第5号を次のように改める。

- （5）教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,429人

第2条第8号を次のように改める。

- （8）消防職員 1,045人

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（定数の特例）

- 2 定数調整年度（令和6年度、令和8年度、令和10年度、令和12年度及び令和14年度をいう。以下同じ。）における職員の定数については、第2条各号の規定にかかわらず、当該定数調整年度に静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号）第2条の規定により退職することが見込まれている職員の数に2分の1を乗じて得た数の範囲内で、第2条に定める定数を超えることができるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市職員定数条例 平成15年4月1日 条例第26号 （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項（第252条の20第6項において準用する場合を含む。）及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び教育機関、人事委員会、農業委員会、消防並びに公営企業の事務部局等に勤務する一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）議会の事務部局の職員 22人 （2）市長の事務部局の職員 4,102人	○静岡市職員定数条例 平成15年4月1日 条例第26号 （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項（第252条の20第6項において準用する場合を含む。）及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び教育機関、人事委員会、農業委員会、消防並びに公営企業の事務部局等に勤務する一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）議会の事務部局の職員 <u>21人</u> （2）市長の事務部局の職員 <u>4,113人</u>

(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 12人 (4) 監査委員の事務部局の職員 11人 (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,443人 (6) 人事委員会の事務部局の職員 11人 (7) 農業委員会の事務部局の職員 14人 (8) 消防職員 1,039人 (9) 企業職員 330人 (平16条例104・平17条例11・平19条例42・平20条例20・平20条例139・平22条例12・平23条例6・平24条例14・平25条例37・平26条例13・平27条例21・平28条例30・平29条例13・平30条例22・平31条例6・令2条例23・令3条例6・令4条例9・令5条例13・一部改正) (定数外の職員) 第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(次項において「定数外」という。)とする。 (1) 併任又は休職を命ぜられた職員 (2) 自己啓発等休業中の職員 (3) 配偶者同行休業中の職員 (4) 育児休業中の職員 (5) 派遣を命ぜられた職員 2 前項第1号の休職を命ぜられた職員及び同項第2号から第4号まで	(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 12人 (4) 監査委員の事務部局の職員 11人 (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>3,429人</u> (6) 人事委員会の事務部局の職員 11人 (7) 農業委員会の事務部局の職員 14人 (8) 消防職員 <u>1,045人</u> (9) 企業職員 330人 (平16条例104・平17条例11・平19条例42・平20条例20・平20条例139・平22条例12・平23条例6・平24条例14・平25条例37・平26条例13・平27条例21・平28条例30・平29条例13・平30条例22・平31条例6・令2条例23・令3条例6・令4条例9・令5条例13・一部改正) (定数外の職員) 第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(次項において「定数外」という。)とする。 (1) 併任又は休職を命ぜられた職員 (2) 自己啓発等休業中の職員 (3) 配偶者同行休業中の職員 (4) 育児休業中の職員 (5) 派遣を命ぜられた職員 2 前項第1号の休職を命ぜられた職員及び同項第2号から第4号まで
---	---

の職員が復職した場合において、職員の員数が前条の当該事務部局等の職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数外とすることができる。

(平22条例7・平29条例13・平30条例22・一部改正)

(定数の配分)

第4条 第2条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局等内の配分は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

の職員が復職した場合において、職員の員数が前条の当該事務部局等の職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数外とすることができる。

(平22条例7・平29条例13・平30条例22・一部改正)

(定数の配分)

第4条 第2条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局等内の配分は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(定数の特例)

2 定数調整年度（令和6年度、令和8年度、令和10年度、令和12年度及び令和14年度をいう。以下同じ。）における職員の定数については、第2条各号の規定にかかわらず、当該定数調整年度に静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号）第2条の規定により退職することが見込まれている職員の数に2分の1を乗じて得た数の範囲内で、第2条に定める定数を超えることができるものとする。

静岡市教育委員会職員定数の改正について

	R5 条例定数 ①	R6 職員増減員			R6 条例定数 (①+④)
		増員 ②	減員 ③	増減の計④ (②+③)	
職員	401	5 ・ 情報教育支援業務 ・ 学校給食費の公会計化対応 等	▲3 ・ 業務移管による局間調整 ・ 健康安全担当課長の減 等	2	403
教職員	3,030	23 ・ 通級・日本語・初任研の基礎定数化 ・ 加配定数の増 等	▲39 ・ 児童生徒数減少に伴う通常学級数減少 ・ 市費負担分の減 等	▲16	3,014
併任者*1	12	—	—	—	12
計	3,443	28	▲42	▲14	3,429

*1 他局に配属されている指導主事は、任命権者である教育委員会の職員として計上

議案第33号

静岡市キャンプ場条例の一部改正について

静岡市キャンプ場条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年2月1日提出

静岡市長 難波 喬 司
(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- | | |
|--------|--|
| 1 内 容 | 新旧対照表のとおり |
| 2 提案理由 | 企業版ふるさと納税により寄附を受けるトレーラーハウスを梅ヶ島キャンプ場の客室として使用するため、所要の改正を行うものである。 |

議案第22号

静岡市キャンプ場条例の一部改正について

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市キャンプ場条例（平成15年静岡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

テント持込料	1 張	670円	340円	無料
--------	-----	------	------	----

を

」

「

トレーラーハウス	1 台	9,800円	5,400円	2,650円
テント持込料	1 張	670円	340円	無料

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市キャンプ場条例別表の規定に基づく梅ヶ島キャンプ場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行日前においてもこれを行うことができる。

○静岡市キャンプ場条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 131 号

(設置)

第 1 条 静岡市は、市民の体育の向上とレクリエーションの増進を図るためキャンプ場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市梅ヶ島キャンプ場	静岡市葵区梅ヶ島 3198 番地地先安倍川河川敷内
静岡市玉川キャンプセンター	静岡市葵区長妻田 755 番地

(平 16 条例 86・平 28 条例 54・一部改正)

(利用時間)

第 3 条 前条の表に掲げるキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用時間は、正午から翌日の午前 10 時までとする。ただし、引き続き利用する場合にあっては、正午から翌日の正午までとする。

2 前項の規定にかかわらず、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平 28 条例 54・追加)

(利用の許可)

第 4 条 キャンプ場を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(平 28 条例 54・旧第 3 条繰下・一部改正)

(利用の不許可)

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) キャンプ場の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(平 28 条例 54・旧第 4 条繰下)

(使用料の納付)

第 6 条 キャンプ場の利用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(平 28 条例 54・旧第 5 条繰下)

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平28条例54・旧第6条繰下)

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由で利用できなかったとき。

(2) 利用しようとする日前3日までに利用の許可の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(平28条例54・旧第7条繰下)

(特別の設備等)

第9条 利用者は、キャンプ場に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(平28条例54・旧第8条繰下)

(利用の目的の変更等の禁止)

第10条 利用者は、利用の目的を許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平28条例54・旧第9条繰下)

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者の申請による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 第4条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(平28条例54・旧第10条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、原状に回復しなければならない。

(平28条例54・旧第11条繰下)

(損害賠償の義務)

第13条 キャンプ場の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平28条例54・旧第12条繰下)

(供用の休止等)

第 14 条 教育委員会は、キャンプ場の補修その他管理上必要があると認めるときは、キャンプ場の全部又は一部の供用を休止し、又は利用の制限をすることができる。

(平 28 条例 54・旧第 13 条繰下)

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平 17 条例 112・旧第 15 条繰上、平 28 条例 54・旧第 14 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市キャンプ場条例（昭和 37 年静岡市条例第 10 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 16 年 12 月 22 日条例第 86 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 28 日条例第 112 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 35 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市キャンプ場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日条例第 54 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の静岡市キャンプ場条例の規定によりなされた施行日以後の静岡市井川青少年キャンプセンターの利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の静岡市自然の家条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日条例第 32 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市キャンプ場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づくキャンプ場の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日条例第 39 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市キャンプ場条例別表の規定に基づく梅ヶ島キャンプ場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行日前においてもこれを行うことができる。

別表（第 6 条関係）

(平 28 条例 54・全改、平 31 条例 32・令 2 条例 39・一部改正)

区分	種類	単位	使用料（1 回につき）		
			一般利用	70 歳以上の者の利用	学校利用
静岡市梅ヶ島 キャンプ場	大テント	1 張	7,150 円	3,580 円	2,470 円
	10 人用テント	1 張	2,110 円	1,060 円	450 円
	8 人用テント	1 張	1,660 円	830 円	220 円
	6 人用テント	1 張	1,180 円	590 円	220 円
	6 人用テント（常設）	1 張	2,340 円	1,170 円	450 円
	大バンガロー	1 棟	8,800 円	4,400 円	1,650 円
	トレーラーハウス	1 台	9,800 円	5,400 円	2,650 円
	テント持込料	1 張	670 円	340 円	無料

静岡県玉川キ ャンプセンタ ー	宿泊棟	1 人	860 円	430 円	150 円
	大バンガロー	1 棟	8,800 円	4,400 円	1,650 円
	小バンガロー	1 棟	5,260 円	2,630 円	950 円

備考

- 1 1 回の利用は、正午から翌日の午前 10 時まで（引き続き利用する場合にあっては、正午から翌日の正午まで）とする。
- 2 70 歳以上の者の利用及び学校利用とは、小学生、中学生及びこれらに準ずる者が教育課程の一環として利用する場合をいう。
- 3 「一般利用」とは、「学校利用」以外の利用をいう。

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例
 静岡市キャンプ場条例（平成15年4月1日）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
○静岡市キャンプ場条例						○静岡市キャンプ場条例					
平成15年4月1日						平成15年4月1日					
条例第131号						条例第131号					
(略)						(略)					
						附 則					
						(施行期日)					
						1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。					
						(施行前の準備)					
						2 この条例による改正後の静岡市キャンプ場条例別表の規定に基づく梅ヶ島キャンプ場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行日前においてもこれを行うことができる。					
別表(第6条関係)						別表(第6条関係)					
(平28条例54・全改、平31条例32・令2条例39・一部改正)						(平28条例54・全改、平31条例32・令2条例39・一部改正)					
区分	種類	単位	使用料(1回につき)			区分	種類	単位	使用料(1回につき)		
			一般利用	70歳以上の者の利用	学校利用				一般利用	70歳以上の者の利用	学校利用
静岡市梅ヶ島キャンプ場	大テント	1張	7,150円	3,580円	2,470円	静岡市梅ヶ島キャンプ場	大テント	1張	7,150円	3,580円	2,470円
	10人用テント	1張	2,110円	1,060円	450円		10人用テント	1張	2,110円	1,060円	450円

		8 人用テント	1 張	1,660 円	830 円	220 円
		6 人用テント	1 張	1,180 円	590 円	220 円
		6 人用テント (常設)	1 張	2,340 円	1,170 円	450 円
		大バンガロー	1 棟	8,800 円	4,400 円	1,650 円
		テント持込料	1 張	670 円	340 円	無料
	静岡市玉川キ ャンプセンタ ー	宿泊棟	1 人	860 円	430 円	150 円
		大バンガロー	1 棟	8,800 円	4,400 円	1,650 円
		小バンガロー	1 棟	5,260 円	2,630 円	950 円
		8 人用テント	1 張	1,660 円	830 円	220 円
		6 人用テント	1 張	1,180 円	590 円	220 円
		6 人用テント (常設)	1 張	2,340 円	1,170 円	450 円
		大バンガロー	1 棟	8,800 円	4,400 円	1,650 円
		トレーラーハ ウス	1 台	<u>9,800 円</u>	<u>5,400 円</u>	<u>2,650 円</u>
		テント持込料	1 張	670 円	340 円	無料
	静岡市玉川キ ャンプセンタ ー	宿泊棟	1 人	860 円	430 円	150 円
		大バンガロー	1 棟	8,800 円	4,400 円	1,650 円
		小バンガロー	1 棟	5,260 円	2,630 円	950 円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第34号

静岡市浜石野外センター条例の廃止について

静岡市浜石野外センター条例を廃止する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年2月1日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

（子ども未来局青少年育成課）

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和6年3月31日をもって静岡市浜石野外センターの運営を終了するため、静岡市浜石野外センター条例を廃止しようとするものである。

議案第 号

静岡市浜石野外センター条例の廃止について

静岡市浜石野外センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市浜石野外センター条例を廃止する条例

静岡市浜石野外センター条例（平成20年静岡市条例第69号）は、廃止する。

附 則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

○静岡市浜石野外センター条例

平成20年10月3日

条例第69号

改正 平成26年3月20日条例第95号

平成31年3月20日条例第90号

(設置)

第1条 静岡市は、青少年をはじめ、広く市民の体育の向上とレクリエーションの増進を図るため野外センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 野外センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市浜石野外センター	静岡市清水区由比阿僧934番地の6

(休所日)

第3条 静岡市浜石野外センター（以下「センター」という。）の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) センターの管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付)

第6条 第4条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

きる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなかったとき。

(2) 利用しようとする日前3日までに利用の許可の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第9条 利用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の目的の変更等の禁止)

第10条 利用者は、利用の目的を教育委員会の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者の申請による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 第4条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(供用の休止等)

第14条 教育委員会は、センターの補修その他管理上必要があると認めるときは、センターの全部又は一部の供用を休止し、又は利用の制限をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。
(由比町の編入に伴う経過措置)
- 2 由比町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の静庵地区青少年野外センター条例(昭和49年由比町条例第1号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。)の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。
- 3 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第95号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の静岡市浜石野外センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月20日条例第90号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の静岡市浜石野外センター条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、利用期間(宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。)が第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。
(施行前の準備)
- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市浜石野外センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表（第6条関係）

（平26条例95・平31条例90・一部改正）

種類	単位	使用料（1回につき）		
		中学生以下の者及びその指導者	青少年及びその指導者	一般
テントサイト	1 サイト	520円	830円	1,040円
オートキャンプサイト	1 サイト	1,090円	1,740円	2,180円
6人用テント	1 張	260円	410円	520円
ログハウス	1 棟	2,610円	4,180円	5,230円

備考

- 1 1回の利用時間は、午後1時から翌日の午前11時までとする。
- 2 中学生以下の者とは、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者（小学校就学の始期に達していない者を除く。）をいう。
- 3 青少年とは、高等学校の在学者及びこれに準ずる者並びに大学、専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第124条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）の在学者をいう。
- 4 一般とは、2及び3に掲げる者以外の者（小学校就学の始期に達していない者を除く。）をいう。

議案第35号

静岡市適応指導教室条例の一部改正について

静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年2月1日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

（教育委員会事務局教育局児童生徒支援課）

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 不登校児童等への将来的な施策全般について検討していく中で、その施策の1つである「適応指導教室」の役割等を検討した結果、今の時代に合わせた形でその目的や名称等について改正する必要があると考えたため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 号

静岡市適応指導教室条例の一部改正について

静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例

静岡市適応指導教室条例（平成18年静岡市条例第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市教育支援センター条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 静岡市は、不登校児童等の生活及び学習に係る相談及び指導等の支援を行うことにより、不登校児童等の将来の社会的自立に資するため、教育支援センターを設置する。

第9条を第10条とする。

第8条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1号中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第1条」を「第2条」に、「施設（以下「適応指導教室」を「教育支援センター（以下「センター」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第4号とし、同条第2号中「自立及び学校生活への自発的な復帰を促す」を「将来の社会的自立に資する」に改め、同条の次に次の1号を加える。

（3）不登校児童等が在籍する学校との連携に関すること。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町 2 番80号
静岡市かがやく教室	静岡市駿河区南八幡町25番21号
静岡市はばたく教室	静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市適応指導教室条例（平成18年 7 月25日 条例第84号）新旧対照表

現行	改正後（案）																
静岡市<u>適応指導教室</u>条例 平成18年 7 月25日 条例第84号 （設置） 第 1 条 静岡市は、不登校児童等が<u>学校生活に適応するための指導等</u>を行うことにより、<u>学校生活への自発的な復帰を支援し、もって不登校児童等の自立に資するため、次の施設を設置する。</u> <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>静岡市ふれあい教室</td><td>静岡市葵区駿府町 2 番80号</td></tr> <tr> <td>静岡市かがやく教室</td><td>静岡市駿河区南八幡町25番21号</td></tr> <tr> <td>静岡市はばたく教室</td><td>静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号</td></tr> </table>	名称	位置	静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町 2 番80号	静岡市かがやく教室	静岡市駿河区南八幡町25番21号	静岡市はばたく教室	静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号	静岡市<u>教育支援センター</u>条例 平成18年 7 月25日 条例第84号 （設置） 第 1 条 静岡市は、不登校児童等の<u>生活及び学習に係る相談及び指導等</u>を行うことにより、<u>不登校児童等の将来の社会的自立に資するため、教育支援センターを設置する。</u> <u>（名称及び位置）</u> 第 2 条 <u>教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>静岡市ふれあい教室</td><td>静岡市葵区駿府町 2 番80号</td></tr> <tr> <td>静岡市かがやく教室</td><td>静岡市駿河区南八幡町25番21号</td></tr> <tr> <td>静岡市はばたく教室</td><td>静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号</td></tr> </table>	名称	位置	静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町 2 番80号	静岡市かがやく教室	静岡市駿河区南八幡町25番21号	静岡市はばたく教室	静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号
名称	位置																
静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町 2 番80号																
静岡市かがやく教室	静岡市駿河区南八幡町25番21号																
静岡市はばたく教室	静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号																
名称	位置																
静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町 2 番80号																
静岡市かがやく教室	静岡市駿河区南八幡町25番21号																
静岡市はばたく教室	静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号																

(定義)

第2条 (略)

(事業)

第3条 第1条の表に掲げる施設(以下「適応指導教室」という。)は、次の事業を行う。

- (1) 不登校児童等の生活及び学習に係る相談及び指導に関すること。
- (2) 不登校児童等の自立及び学校生活への自発的な復帰を促す活動に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要があると認める事業。

(開所時間)

第4条 適応指導教室の開所時間は、午前9時30分から午後2時30分(教育委員会規則で定める施設については、正午)までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第5条 適応指導教室の休所日は、次のとおりとする。

- (1) ～ (4) (略)

(利用の許可)

(定義)

第3条 (略)

(事業)

第4条 第2条の表に掲げる教育支援センターは、次の事業を行う。

- (1) 不登校児童等の生活及び学習に係る相談及び指導に関すること。
- (2) 不登校児童等の将来の社会的自立に資する活動に関すること。
- (3) 不登校児童等の在籍校との連携に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要があると認める事業。

(開所時間)

第5条 教育支援センターの開所時間は、午前9時30分から午後2時30分(教育委員会規則で定める施設については、正午)までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第6条 教育支援センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) ～ (4) (略)

(利用の許可)

第6条 適応指導教室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

(1) 適応指導教室の管理上支障があると認めるとき。

(2) (略)

(損害賠償の義務)

第8条 適応指導教室の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 (略)

第7条 教育支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

(1) 教育支援センターの管理上支障があると認めるとき。

(2) (略)

(損害賠償の義務)

第9条 教育支援センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 (略)

案

○静岡市教育支援センター条例

平成18年 7 月25日

条例第84号

(設置)

第1条 静岡市は、不登校児童等の生活及び学習に係る相談及び指導等を行うことにより、不登校児童等の将来の社会的自立に資するため、教育支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町2番80号
静岡市かがやく教室	静岡市駿河区南八幡町25番21号
静岡市はばたく教室	静岡市清水区港町二丁目1番1号

(平30条例69・一部改正)

(定義)

第3条 この条例において「不登校児童等」とは、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園、高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校を除く。）を欠席していると認められる児童又は生徒をいう。

(平30条例69・一部改正)

(事業)

第4条 第2条の表に掲げる教育支援センターは、次の事業を行う。

- (1) 不登校児童等の生活及び学習に係る相談及び指導に関すること。
- (2) 不登校児童等の将来の社会的自立に資する活動に関すること。
- (3) 不登校児童等の在籍校との連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要であると認める事業。

(開所時間)

第5条 教育支援センターの開所時間は、午前9時30分から午後2時30分（教育委員会規則で定める施設については、正午）までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第6条 教育支援センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 3月15日から4月7日までの間、7月15日から8月31日までの間及び12月20日から翌年1月10日までの間において教育委員会が定める日
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める日
- (利用の許可)

第7条 教育支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- (1) 教育支援センターの管理上支障があると認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会がその利用を不適當と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第9条 教育支援センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成30年7月10日条例第69号）

この条例は、平成30年8月29日から施行する。

附 則（令和6年〇月〇日条例第〇号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

審査議案	第 51 号	静岡市例規集 3 巻6183頁
------	--------	-----------------

例規概要説明書（教育局児童生徒支援課）

1 例規の名称	静岡市適応指導教室条例
2 制定改廃の別	☐ 制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止
3 制定改廃の理由	本施設は、不登校児童等が学校に復帰できるようになるための相談及び指導を行うため、「適応指導教室」という施設名称で使用されてきた。 しかしながら、最近では、本施設の役割が、学校に復帰するというものから不登校児童等が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すというものになってきており、また、全国的にも施設名称における「適応指導」という言葉の使われ方等が見直されてきている。 本市においても、不登校児童等への将来的な施策全般について検討していく中で、その施策の1つである本施設の役割等を検討した結果、今の時代に合わせた形で目的や名称等について改正する必要があると考えたため、所要の改正を行う。
4 施行期日	令和6年4月1日
5 制定改廃の概要	(1) 設置の目的として、不登校児童等の社会的な自立を目指すことを明記した。(第1条関係) (2) 適応指導教室という名称を教育支援センターと改めることとした。(題名、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条関係) (3) 事業内容を設置目的に基づくものとした。(第3条関係)
6 法的な検討事項	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月公布）、令和元年10月25日付文部科学省の通知「元文科初第698号 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」及び令和4年6月10日付文部科学省の通知「4 初児生第10号 不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について」を確認しながら、不登校児童に対する将来的な施策（本条例以外の施策も含む。）の方向性について2役及び財政課と検討している。
7 関係する法令・条例等	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月公布）
8 予算措置等特記事項	平成6年度当初予算にて要求済み【教育相談事務経費（経常119,444千円）（政策1,007千円）】

学校等との連携	支援連携会議を開催 通級生の今後の方針などを検討 来所・通級状況報告書を毎月各学校に発送 利用状況等を共有 学校連絡会（年２回）と保護者会（年３回）を実施
年間の主な活動	自然体験：井川自然体験教室、焼津自然体験教室 運動体験：体育館活動、卓球、軽運動 社会体験：幼稚園・保育園訪問、文化施設訪問、料理教室など

★利用者数推移

	H30	R1	R2	R3	R4
通級生	49	47	34	36	21
体験・面接のみ	103	129	148	151	184
合 計	152	176	182	187	205

うち、中３生と進学率
 H30 14名 100%
 R1 27名 96.3%(*)
 R2 22名 100%
 R3 24名 100%
 R4 12名 100%
 * R1 は体調不良による
 自宅療養あり

語らいタイム



生活チェックを行い、一日の内容を知ること目標や見通しを持つ。スタッフが様々な分野について日替わりで話をする。（目標③）

学習タイム



学習への興味や意欲を引き出すために、スタッフが個に応じて関わる。タブレットを活用した学習や所属校のオンライン配信を視聴することもある。（目標④）

ふれあいタイム



人とのかかわりを広げるために、活動内容や手立てを工夫し、レクリエーションやソーシャルスキルトレーニングなどを行う。（目標①）

体育館活動



毎週金曜日に体育施設を利用して運動を行い、集団で体づくり運動や球技など、様々なスポーツに取り組む。（目標①③）

自然体験活動（焼津）



1泊2日の宿泊体験活動を年2回、3教室合同で行い、自然の中で体を動かし、人と関わる力を養う。（目標①②③④）

社会体験（登呂遺跡見学）



地域資源を活用したり、外部講師を招いたりすることで、社会体験・生活体験を積み、様々な方面への興味関心を広げる。（目標①④）